株式会社TORI(指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業所) 運営規定 及び 重要事項説明書

第一条 (事業の目的)

株式会社TORIが開設する株式会社TORI(以下「事業所」という)が行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、又は都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)を提供することを目的とする。

第二条 (事業の基本方針)

- 1. 指定福祉用具貸与において、事業所の専門相談員は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的とする。
- 2. 介護予防福祉用具貸与において、事業所の専門相談員は、要支援者状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、介護予防福祉用具を貸与することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。
- 3. 本事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

第三条(事業所の名称等)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 :株式会社TORI

所在地:愛知県清須市西枇杷島町城並 2-11-1

第四条(従業者の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 1人 (常勤兼務、他の事業に兼務(特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売)) 管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握、その他の業務の一元的に行うとともに、法令等に おいて規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮 命令を行う。 2. 専門相談員 2人以上(常勤換算)

専門相談員は、福祉用具貸与計画(介護予防福祉用具貸与計画)の作成・変更を行い、指定福祉 用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を行うとともに、利用者に対し、福祉用具が適切に選定され、 かつ、使用されるよう以下のことを行う。1)福祉用具に関する相談援助、2)福祉用具の機能、 安全性、衛生状態等の点検、3)利用者の身体の状況等に応じた福祉用具の選定、4)福祉用具の 使用方法の指導

事務職員 1人
必要な事務を行う。

第五条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1. 営業日:月曜日から金曜日までとする。 ただし、8月13日~8月15日、12月30日~1月3日及び国民の休日は除く。
- 2. 営業時間:午前9時から午後5時とする。

第六条 (事業の提供方法)

- 1. 事業の提供に当たっては、事業所は以下のことを遵守するものとする。
- ① 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報等を説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- ② 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間の確認をする。また、既に認定審査会意見があるときには、それに配慮する。
- 2. 事業所は、正当な理由なく福祉用具の提供を拒まない。

第七条(指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の品名及び貸与費用の額等)

- 1. 取り扱う品目は厚生労働大臣の定める全品目とし、品名ごとの貸与費用の額は、目録に記載しておくものとする。
- 2. 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は別に 定める料金 表に記載されている額とし、当該指定福祉用具貸与及び介護予防福祉 用具貸与が法定代理受領 サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担 割合を乗じた額とする。レンタル料は1ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料は次のとおりと する。

契約の開始日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料相当額 契約の開始日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料の1/2相当額 契約の終了日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料の1/2相当額 契約の終了日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料相当額 レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合

- 15日間未満使用の場合は月額レンタル料の1/2相当額
- 16日間以上使用の場合は月額レンタル料相当額
- 3. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、 自動車を使用した場合の交通費は、1 キロメートルあたり 1 0 0 円徴収する。
- 4. 搬入に特別な措置が必要な場合(クレーン車使用等)の費用は、その実費を徴収する
- 5. 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、 支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第八条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は愛知県全域とする。

第九条(福祉用具の保管)

衛生的に管理している福祉用具を提供するとともに、従業者の清潔の保持と健康維持について必要な 管理を行い、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。

第十条(事故発生時の対応)

- 1. 専門相談員は、事業の提供により事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を 講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護 支援事業者、介護予防支援事業者等に報告を行うものとする。
- 2. 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を 解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。

第十一条 (利益供与の禁止)

事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又はその従事者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第十二条 (秘密保持)

- 1. 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3. サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

第十三条 (苦情処理)

利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。

苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者全員で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。 外部苦情相談窓口

① 愛知県国民健康保険団体連合会:(052) 971-4165

② 清須市介護保険担当課 : (052) 400-2911

第十四条 (その他運営に関する重要事項)

- 1. 本事業の社会的使命を十分に認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
- 2. 従業者に身分を証明する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3. この規定の概要等、利用(申込)者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。また第七条の第1項の目録は、常時、事業所に備え付けておくものとする。
- 4. 提供した個々の指定(介護予防)福祉用具貸与に関する具体的なサービス提供記録、事故発生時の記録、並びに苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。
- 5. 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会(以下、「都道府県等」という)からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。
- 6. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社TORIで定める。

第十五条(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3. 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年一回以上)に実施する。
- 4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

附則

この規定の一部を改訂し、令和5年9月1日より施行する。

この規定は一部を改訂し、令和6年3月1日より施行する。